



仕事のこと

仕事探しとスキルアップの、サポートをします

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

おや か てい じ りつ し えんきょういくくんれんきゅう ふ きん

20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の母または父が、就職のために役立つと認められる指定教育講座を受講し、修了した（専門実践教育訓練給付金は訓練中、半年ごとの給付が可能）場合、受講料の一部を支給します。

● 対象

板橋区内に居住するひとり親家庭の母または父で、次のすべてに当てはまる方

- 1 母子・父子自立支援プログラムを策定していること
- 2 教育訓練を受けることが就業のために必要であると認められること
- 3 過去に本事業による給付金を受給していないこと

※審査があります。必ず事前にご相談ください。

● 対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座（一般教育訓練、特定一般教育訓練、専門実践教育訓練）

● 支給額

①一般教育訓練給付金・特定一般教育訓練給付金

支給額	【受講修了後】 受講料の60%	<ul style="list-style-type: none"> ・60%が20万円を超える場合は20万円が限度 ・雇用保険制度の教育訓練給付金の支給が受けられる場合は、左記の額から教育訓練給付金の額を差し引いた額を支給
-----	--------------------	--

※1万2千円以下なら対象外

②専門実践教育訓練給付金

支給額	【受講中または 受講修了後】 受講料の60%	<ul style="list-style-type: none"> ・60%は、修学年数×40万円が限度（上限160万円） ・雇用保険制度の教育訓練給付金の支給が受けられる場合は、左記の額から教育訓練給付金の額を差し引いた額を支給
-----	------------------------------	--



支給額	<p>【資格取得及び 1年以内に就職後】 受講料の25%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専門実践教育訓練講座の受講が修了したのち、資格を取得し、かつ、修了日の翌日から起算して1年以内に就職した場合 ・25%は、修学年数×20万円が限度(上限80万円) ・雇用保険制度の教育訓練給付金の支給が受けられる場合は、左記の金額から教育訓練給付金の額を差し引いた額を支給
-----	--	---

※1万2千円以下なら対象外

・問合せ・

板橋福祉課	総合相談係	電話	3579-2322
赤塚福祉課	総合相談係	電話	3938-5126
志村福祉課	総合相談係	電話	3968-2331

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等

所得制限あり

20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の母または父が、就業に有利な資格を取得するために養成機関で修業する際に、生活費の負担軽減を目的としてその修業期間(上限4年間)は高等職業訓練促進給付金を、修了後は修了支援給付金を支給します。

● 対象

板橋区内に居住するひとり親家庭の母または父で、次のすべてに当てはまる方

- 1 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること
- 2 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
- 3 就業または育児と修業の両立が困難であると認められること
- 4 過去に同様の給付金を受給していないこと

※審査があります。必ず事前にご相談ください。

● 対象資格

- (1) 看護師 (2) 准看護師 (3) 介護福祉士 (4) 作業療法士 (5) 理学療法士
 (6) 保育士 (7) 保健師 (8) 助産師 (9) 理容師 (10) 美容師
 (11) 歯科衛生士 (12) 社会福祉士 (13) 製菓衛生師 (14) 調理師



(15) シスコシステムズ認定資格 (16) LPI認定資格 など

● 支給額

	訓練促進給付金	修了支援給付金
住民税非課税世帯	月額100,000円 ※修業期間の最後の12か月は 140,000円	50,000円
住民税課税世帯	月額 70,500円 ※修業期間の最後の12か月は 110,500円	25,000円

● 問合せ ●

板橋福祉課 総合相談係 電話 3579-2322

赤塚福祉課 総合相談係 電話 3938-5126

志村福祉課 総合相談係 電話 3968-2331

おや か ていこうとうがっこうそつぎょうてい ど にんてい し けんこうかく し えん じ ぎょう
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校卒業程度認定試験の合格をめざす民間の講座を受講する場合、受講費用の一部を助成します。この試験に合格することで就職・転職の可能性が広がります。

● 対象

板橋区内に居住するひとり親家庭の母または父および20歳未満の子どもで、次のすべてに当てはまる方

- 1 母子・父子自立支援プログラムを策定していること
 - 2 高等学校卒業生、大学入学資格検定合格者など、指定申請時点で入学資格を有していないこと
 - 3 就業に必要であると認められること
 - 4 過去に本事業による給付金を受給していないこと
- ※審査があります。必ず事前にご相談ください。

● 対象講座

「文部科学省 高等学校卒業程度認定試験」の合格をめざす講座



● 支給額

給付金の種類	支 給 額	
	通信制の場合	通学及び通信制併用の場合
①受講開始時給付金	受講費用の40% (10万円が限度。 4千円以下の場合を対象外)	受講費用の40% (20万円が限度。 4千円以下の場合を対象外)
②受講修了時給付金	受講費用の10% (①②合わせて12万5千円が限度。 4千円以下の場合を対象外)	受講費用の10% (①②合わせて25万円が限度。 4千円以下の場合を対象外)
③合格時給付金	受講費用の10% (①②③合わせて15万円が限度)	受講費用の10% (①②③合わせて30万円が限度)

● 問合せ ●

板橋福祉課	総合相談係	電話	3579-2322
赤塚福祉課	総合相談係	電話	3938-5126
志村福祉課	総合相談係	電話	3968-2331

母子・父子自立支援プログラム策定事業

所得制限あり

策定員が一人ひとりにあったプログラムを策定し、ひとり親の方の自立に向けた支援をおこないます。

● 対象

- 1 ひとり親家庭の母または父
- 2 配偶者からの暴力の被害者で、かつ、将来においてひとり親家庭の母または父となることが見込まれる方
- 3 離婚前から母子・父子自立支援プログラム策定事業による支援が必要と区が認める方

● 問合せ ●

板橋福祉課	総合相談係	電話	3579-2322
赤塚福祉課	総合相談係	電話	3938-5126
志村福祉課	総合相談係	電話	3968-2331



キャリア・カウンセリング(就労相談)

就職・再就職・転職に関する悩みや不安全般に対して、就職支援の実績豊富なプロのアドバイザー（キャリア・コンサルタント）がお答えします。

完全予約制・無料で、個別にじっくり対応します。お気軽にご相談ください。

※仕事のあっせんはおこなっていません。

● 相談実施日

第1・第2木曜日、第4火曜日（祝日・年末年始の場合は第3火・木曜日に移動）
相談時間1回45分の予約制

①13時から ②14時から ③15時から ④16時から

● 場所

板橋区情報処理センター 5階 産業振興課(板橋2-65-6)

● 対象

板橋区内に在住・在勤・在学の方

(板橋区外の方は実施日の空き状況によって、当日予約のみ可)

● 費用

無料

● キャリア・コンサルタント紹介

○女性コンサルタント

就職・再就職・転職活動など仕事に関するお悩みはもちろん、今の職場での悩み・家庭内の悩みなど、なんでもご相談ください。

身近な人には言いにくくても、コンサルタントなら話しやすいかもしれません。

他人と話すことで、自分でも気付かなかった仕事上のあなたの強み、将来への希望、現状への不満・ストレスが見えてくるかもしれません。

踏み出す一歩をコンサルタントと一緒に探してみませんか？

○男性コンサルタント

あなたの好きなこと、興味のあることは何ですか？ そこからご自身の強みが分かるかもしれません。あなたが経験されたことを振り返り、まとめてみると、今後どうしたいのかが見えてきたりもします。経験豊富なコンサルタントが学生の方からご年配の方まで幅広く対応いたします。



● 予約方法

月～金曜日(祝日・年末年始除く) 9時～17時

● 問合せ●

産業経済部 産業振興課 産業支援係 電話 3579-2172

※相談を受けるにはあらかじめ予約が必要です。



←区 ホームページはこちら

その他の就労支援

● ハローワーク(公共職業安定所)

総合的雇用サービス機関として、求職者(フルタイム、パートタイマーなど)の職業相談と紹介、求人の受付、雇用保険の手続きなどをおこなっています。

○ハローワーク池袋(サンシャイン庁舎)

仕事をお探しの方全般を対象とした窓口となります。

● 問合せ●

・求職者の職業相談と紹介(職業相談部門)

→ 5911-8609 (54歳以下の方:41#、55歳以上の方:42#)

・仕事と家庭の両立を目指す方の職業相談と紹介(マザーズコーナー)

→ 5911-8609 (47#)

・失業給付に関する業務(雇用保険給付課)

→ 5958-8609 (17#)

所在地 豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60ビル 3階

月～金曜日 8時30分～17時15分

夜間電話相談・土曜開庁(職業相談・紹介のみ実施)

火・木曜日(夜間電話相談) 17時15分～19時

土曜日(第2・第4) 10時～17時

※開庁日時は変更となる場合があります。

○ハローワークプラザ成増



仕事をお探しの方全般を対象としたハローワーク池袋の分室となります。

・問合せ・

電話 5968-8609

所在地 成増3-13-1 アリエス2階

月～金曜日 9時～17時(祝日・年末年始は除く)

○マザーズハローワーク東京

仕事と家庭の両立をめざす方に対して、専任ナビゲーターがご家庭の状況に合った“内容・スピード感”で就職まで支援します。ご相談者にのみ公開している“子育て・介護に理解のある企業”の求人情報のご提供や、毎月開催している“就職に役立つセミナー”など、支援内容も様々です。お子さんが遊べるスペースもありますのでお子さんと一緒にお気軽にお越しください。

また、オンラインによる職業相談も実施しておりますので、状況に合わせてご利用ください。

・問合せ・

電話 5728-8609

所在地 渋谷区桜丘町1-2 渋谷サクラステージ セントラルビル

SHIBUYAサイド10階

月～金曜日 9時～17時(祝日・年末年始は除く)

● 東京しごとセンター (「女性しごと応援テラス」設置)

仕事をお探しの方を対象に就職活動をサポートするワンストップサービスセンターです。ヤング(29歳以下)・ミドル(30歳以上54歳以下)・シニア(55歳以上)向けの窓口を設け、キャリアカウンセリング・職業紹介・各種セミナーを実施しています。

また、キャリアカウンセリングやセミナーなどを受講される際に、託児サービスを無料で利用できます(事前予約制、満1歳～6歳までの未就学児、定員あり)。

・問合せ・

電話 5211-1571

所在地 千代田区飯田橋3-10-3



月～金曜日 9時～20時 土曜日 9時～17時
(祝日・年末年始を除く)

○女性しごと応援テラス

結婚や出産、育児、介護などで離職された女性など、家庭との両立を図りながら再就職や転職をめざす方の支援をする窓口です。

・問合せ・

電話 5211-2855

月～金曜日 9時～20時 土曜日 9時～17時
(祝日・年末年始を除く)

● 東京都ひとり親家庭支援センター はあと飯田橋(東京都委託事業)

【就業相談・就業支援・職業紹介】

ひとり親家庭それぞれにあわせた就業相談や、就業支援、職業紹介をおこなっています。

・問合せ・

電話 3263-3451

所在地 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階

月・水・木・土曜日 9時～17時30分

火・金曜日 9時～20時30分

日曜日・祝日 9時～17時30分 ※電話相談のみ